

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第52号

大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(令和2年大田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第1号中「100分の51.25超」を「6月に支給する場合には100分の51.25超、12月に支給する場合には100分の53.75超」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「6月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75」に改め、同項第3号中「100分の51.25未満」を「6月に支給する場合には100分の51.25未満、12月に支給する場合には100分の53.75未満」に改める。

第19条の2第1項第1号中「100分の51.25超」を「6月に支給する場合には100分の51.25超、12月に支給する場合には100分の53.75超」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「6月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75」に改め、同項第3号中「100分の51.25未満」を「6月に支給する場合には100分の51.25未満、12月に支給する場合には100

分の53.75未満」に改める。

第2条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.25超、12月に支給する場合には100分の53.75超」を「100分の52.5超」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の51.25未満、12月に支給する場合には100分の53.75未満」を「100分の52.5未満」に改める。

第19条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の51.25超、12月に支給する場合には100分の53.75超」を「100分の52.5超」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の51.25未満、12月に支給する場合には100分の53.75未満」を「100分の52.5未満」に改める。

第3条 大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条の2第3項中「期間は、」を「期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を」に改める。

第19条の2第3項中「例による。」の次に「この場合において、大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）別表第3の規定により、女性の会計年

度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を勤勉手当に係る勤務期間から除算するものとする。」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「給与規則」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の給与規則の規定は、令和6年12月2日から適用する。

（給与の内払）

- 4 この規則による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、この規則による改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。